

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 公安委員会規則

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
(一・継続案) ……………1

## 公安委員会規則

### 秋田県公安委員会規則第1号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月6日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

総 務 課	公安委員会補佐室
	情報公開センター
広 報 広 聴 課	取調へ監督業務推進
	県民安全相談センター

を

総 務 課	公安委員会補
	取調へ監督室
広 報 広 聴 課	県民安全相談
	情報公開セン

佐室

に改め、同表警務課の項中「犯

センター

ター

罪被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改め、同項の次に次のように加える。

教 養 課	捜査実践教養室
-------	---------

第3条第2項の表中生活安全企画課の項を削り、少年課の項の次に次のように加える。

生 活 環 境 課	サイバー犯罪対策室
-----------	-----------

第4条総務課の項第8号を次のように改める。

(8) 警察署協議会に関すること。

第4条総務課の項第9号を削り、第10号を第9号とする。

第4条広報広聴課の項第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 情報の公開に関すること。

(5) 個人情報保護に関すること。

第4条警務課の項第9号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改め、同項第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 留置施設及び被留置者の管理に関すること。

第4条監察課の項第5号を削る。

第4条の2生活安全企画課の項第9号を削り、第10号を第9号とし、同条生活環境課の項に次の1号を加える。

(10) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯及び高度な情報技術を利用する犯罪の総合対策に関すること。

第7条の2を削る。

第16条第1項の表中中学校捜査実践教養室長の項を削り、総務課取調へ監督業務推進室長の項中「取調へ監督業務推進室長」を「取調へ監督室長」に、「取調へ監督業務推進室の」を「取調へ

監督室の」に改め、同表警務課犯罪被害者対策室長の項中「犯罪被害者対策室長」を「犯罪被害者支援室長」に、「犯罪被害者対策室の」を「犯罪被害者支援室の」に改め、同表警務課の項の次に次のように加える。

教 養 課	捜査実践教養室長	命を受け、捜査実践教養室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
-------	----------	----------------------------------

第16条第1項の表中生活安全企画課サイバー犯罪対策室長の項を削り、生活安全企画課安全・安心まちづくり支援対策官の項の次に次のように加える。

生活環境課	サイバー犯罪対策室長	命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
-------	------------	------------------------------------

第16条第1項の表中

交通指導課	交通反則通告センター長	命を受け、センター、センター長
	通告官	命を受け、通告行為の処務を掌理する

を

交通反則通告センター	命を受け、
	命を受け、
交通指導課	命を受け、
	命を受け、

